

## 【象牙取引規制に関する有識者会議（第5回）】

### 『議事録』

令和3年10月28日（木）

15時00分～16時54分

○後藤政策調整担当部長 大変お待たせいたしました。ただいまから、第5回「象牙取引規制に関する有識者会議」を開催いたしたいと存じます。

本日は、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の事務局を担当しております、政策調整担当部長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の委員の出欠について御報告いたします。本日は、木佐委員につきましては、所用のため、御欠席の連絡を頂戴しております。その他の委員につきましては、出席となっております。

次に会議の公開について御説明いたします。本日の会議の様子は、東京都のホームページ上でインターネット中継により配信されております。また、本日の会議資料、会議録、中継映像につきましては、後日ホームページ上に公開してまいりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、以降の議事進行につきましては、阪口座長にお願いしたいと存じます。

阪口先生、どうぞよろしくお願いたします。

○阪口座長 それでは、これより私のほうで議事を進行させていただきます。本日の議事につきましては、次第に沿って進めたいと思います。

まず、報告事項について、一通り説明をしてもらい、その後、委員の皆様から、それについての御質問や御意見をいただきたいと思ひます。

最初に、前回の第4回有識者会議における委員からの主な意見について、事務局から説明をお願いします。

○平沢政策調整担当課長 それでは事務局のほうで御説明をさせていただきます。

前回の第4回会議において、委員の皆様からいただいた御意見について、事務局のほうで主なものを項目ごとにまとめた抜粋を作成させていただきましたので、最初に御紹介い

たします。

まず、取引の是非につきましては、日本から違法輸出があり、ブラックマーケット活性化による密猟誘発リスクがある現状は看過すべきではない。現状維持の国際的な評判のリスクは大きい、取引が丸かバツかの議論でなく、トレーサビリティが確保できないことなどに対し、都がどのように国を助太刀できるか議論すべき。日本市場を制限するかどうかは密猟とは関係なく、合法市場を維持することが人とゾウとの共存に有益、違法取引ゼロではなく、違法取引を減らすために有効な手段を考えるべき。国の助太刀が都の大きな役割という認識を持ち、提案、提言等を政府に対して実施していけるとよい。といった御意見がございました。

次に、違法な輸出入への対策については、オリパラ時の取組は、中長期的な権限が伴う取組の方針を表明した上で、緊急的な措置として進めるべき。短期と中長期の取組が必要、短期的には、販売自粛を促すなどの事業者への働きかけが重要。密輸をする悪意を持った人、組織への対策が必要、普及啓発だけでは不十分。身分証明書の掲示や、海外持出が違法であることを説明し、同意書を作成することは、効果的。といった御意見がありました。

なお、前回の会議で議論をいただいた、東京2020大会に向けた海外持出防止の取組につきましては、委員の皆様から事前にいただいた御意見を、前回の会議で資料としてまとめておりますので、ここでは省略させていただきます。

次に透明性の向上、トレーサビリティについては、認証を導入する際は、コストの面から、取引可能な例外を設定し、対象を絞ることが必要。違法取引ゼロは難しいので、認証だけでなく他の手段も組み合わせるべき。実需があるうちは、市場閉鎖をすべきではなく、違法取引防止のためには、加工業者と連携してトレーサビリティを向上することが効果的。認証を使わずに原材料をトレースできるシステムを導入している食品加工会社等の取組も参考にできる。といった御意見がありました。

法制度については、種の保存法の下でも都民の法益を守るための条例制定は可能、取引禁止は条例事項を超えるが、厳格な国外持出規制を基準とし、法が確実に機能するように手続を規制する条例は可能。現状を改善するためバランスよいコストをかけ、将来の法令改正を誘導できるようにすべきといった御意見がありました。

第4回会議における主な意見等についての御説明は以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

次に、前回の会議で議論をしていただいた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした海外持出防止の対策について、東京都で取組を実施していますので、事務局からその取組を報告していただきたいと思います。

○平沢政策調整担当課長 それでは、事務局から東京2020大会を契機とした象牙製品等の持出防止の取組について御説明いたします。

今座長からお話いただいたように、東京都では世界の注目が東京に集まる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、第4回の有識者会議の意見などを踏まえ、象牙製品等の違法な海外持出を防止する取組を実施いたしました。

また、取組は、実効性を高めるため、環境省、経済産業省、税関、外務省といった国の機関や、オリンピック・パラリンピック組織委員会などと連携して、実施しております。

取組内容の一つ目は、登録事業者に対する取組です。都内の象牙取扱事業者の皆様に対し、東京都から文書などをお送りする形で、象牙製品等の違法な海外持出を防止するための販売時の取組について、直接要請をいたしました。

要請した事業者についてですが、種の保存法に基づく特別国際種事業者でなければ象牙を販売することができませんが、2018年の法改正により、それまでの届出制から審査が必要な登録制に変更されており、従前の届出業者が引き続き事業を行う場合には、今年の5月末までに登録更新の手続を行うことが義務づけられておりました。それにより、都内に施設を持つ事業者は、審査を受けた約1,200に絞り込まれていましたが、このたびの都の要請は、その事業者を対象として実施してございます。

要請の内容は大きく三つございまして、一つ目は、象牙製品等を販売する際には、都からお送りした確認書様式を活用するなどして、購入希望者に、海外に持ち出すことは原則禁止されており、処罰の対象となることを説明し、違法に海外に持ち出さないという意思を確認した上で販売を行うこと。二つ目は、購入希望者が訪日外国人である場合や海外に持ち出す意思が確認ができなかった場合など、象牙製品等の違法な海外持出につながるおそれがある際にその販売を自粛すること。三つ目は、都から送付したポスター、リーフレット、卓上POPなどを活用し、象牙製品の海外持出は原則禁止されており、海外持出を目的とした購入はできないことを販売窓口などにおいて周知することとなっております。

なお、要請事項の一つ目の、購入希望者への意思確認に際して活用することをお願いした東京都の確認書様式例につきましては、資料の右側に載せてございます。字が小さくて

恐縮ですけれども、ここでは、海外持出をしないことについて購入希望者に署名をいただくことや、販売店で購入希望者の住所氏名を確認した根拠となる身分証明書に丸をつけることなどをお願いする形としております。

また、日本語のほかに、英語と中国語の様式例も作成し、事業者に送付してございます。次のページになります。

取組の二つ目は、都の取組の国内外への発信でございます。

まず、オリンピック・パラリンピック組織委員会と連携して、大会に合わせて訪日した選手や関係者に対して、注意喚起を行いました。これは各国の選手やオリンピック委員会、国際競技連盟といったステークホルダー向けの資料配布や説明会の機会を利用しまして、日本から象牙を持ち出すことは禁止されており、処罰の対象となることを注意喚起すること。それから東京2020大会のメインプレスセンターや東京都メディアセンターにおいて、資料の右側に東京都メディアセンターの例を記載してございますけれども、こうした形でポスターやウェブを使って主にメディアの方向けに周知を行ってございます。

また、下ですけれども、国と連名で、日本語、英語、中国語の多言語によるポスターやリーフレットなどを作成し、国内外への発信を行いました。

これは、ポスターなどを空港、国や都の施設、世界各国の在外公館などで掲示し、周知を図っていくとともに、都内の各国大使館へのメールでの配信や東京都のホームページ、SNS等での英語の配信を行うことで、国内外に広く発信を行ったものでございます。

なお、御参考として、都で作成したポスターなどを御紹介させていただきます。こちらはポスターになってございまして、環境省、経済産業省、税関と連名で作成しております。次のページがリーフレットでございます。こちら、A4を四つ折りにしてお客様にお渡しできるような形にしております。次のページが卓上POPになってございまして、組み立ててカウンターに置けるようにしております。

なお、これらのポスター、リーフレット、卓上POPや、最初に御説明した販売時の意思確認の際に使用する都の確認書様式例などにつきましては、都のホームページに掲載し、ダウンロードできるようにもしております。

事務局からの説明は以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

続いて、ただいま報告のあった、都から象牙取扱事業者への要請などについて、事業者

側の対応状況を把握し、今後の検討に生かしていくため、都が都内事業者へのアンケート調査を行っていますので、その結果を事務局から報告、お願いします。

○平沢政策調整担当課長 では続きまして、事務局から都内象牙事業者へのアンケート結果について、御説明させていただきます。

先ほど御説明したとおり、東京都では、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、都内の象牙事業者へ違法な海外持出を防止するための販売時の対応について要請を行っております。

それに対する事業者の実施状況などを把握し、今後の象牙取引の適正化に向けた検討に生かしていくため、アンケートを実施いたしました。

調査対象は今年の8月1日時点で登録されている都内に施設を置く約1,200の特別国際種事業者とし、9月に郵送でアンケートをお願いしたところ、有効回答675件と多くの事業者の方に御協力をいただくことができました。回答率は58.6%という結果となっております。

集計結果の詳細は、アンケート報告書を参考資料としてございますが、会議の時間の関係もございますので、ここでは集計結果のポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず、アンケートに回答いただいた都内事業者の業態についてですが、小売業が417件と約6割を占めてございます。また、製造業、卸売業、小売業の方に主な取扱商品を聞いたところ、美術品・骨董品と印章がそれぞれ3割を占めております。

次のページ、売上げの状況ですけれども、現在の象牙製品等の取扱状況を聞いたところ、特別国際種事業者として「登録はしているが基本的には象牙を取り扱っていない」と回答した事業者の方、これは注文や持込みがあった場合に備えて登録をしているという方などかと思っておりますけれども、そうした事業者が約4割弱いらっしゃいました。

その下は、象牙製品等の年間売上額ですが、10万円未満の事業者が約8割と多くを占めてございます。

次に資料の右上、象牙購入希望者数についてですけれども、10年前と比べた増減を聞いたところ、「もともと象牙の購入希望者がいない」という回答を除きますと、「大きく減った」または「少し減った」と回答した事業者が約8割と多くを占める結果となっております。

その下ですが、コロナ前と比べた購入希望者の増減を聞いたところ、こちらも「もともといない」という回答を除きますと、「大きく減った」または「少し減った」と回答した事業者が合わせて約6割を占めてございます。

資料の下でございますけれども、インターネット販売については約1割の事業者が行っていると回答してございます。また、その販売方法は、95%が「自社のウェブサイトでの販売」という回答になってございます。

次のページでございます。

オリンピック・パラリンピックを契機とした東京都からの象牙事業者に対する要請への対応状況につきましては、コロナ禍の中での外出自粛や海外からの入国制限の影響もあると思っておりますけれども、「東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいた」と回答した事業者は15%、約100件となっております。

その購入希望者がいたと回答した事業者の方に販売時の対応を聞いたところ、資料の中ほどの三つの円グラフに結果を記載してございますけれども、右ですが、販売の際に「違法に海外に持ち出さないこと」を「確認した」と回答した事業者が73%、一方、「確認していない」と回答した事業者は27%となっております。

確認していないと回答した事業者に主な理由を聞いたところ、海外に持ち出さないことが明白である「常連客への販売」や「卸売のため」といった回答がございました。

また、真ん中の円グラフですが、販売時の意思確認でこうした様式を使用してほしいと任意で活用を依頼した都の確認書様式について、販売時に「使用した」と回答した事業者は35%となっており、一方、活用しなかったと回答した事業者は65%となっております。

「活用しなかった」と回答した事業者に主な理由を聞いたところ、口頭や別様式などの「別の手段で確認した」という回答や、「常連客への販売」のためといった回答がございました。

右の円グラフですが、販売に際して海外持出のおそれがあるなどの理由で販売を自粛したことが「ある」と回答した事業者は19%で、その詳細な理由を聞いたところ、「外国人の方からの購入希望」だったためという回答や、持出防止の意思が確認できなかったためといった回答がございました。

なお、資料上から二つ目の項目に戻らせていただきますけれども、都の確認書様式の使用における販売側の負担感について聞いたところ、「非常に負担」または「少々負担」と回答した事業者が42%となっているのに対し、特に負担感がないと回答した事業者は48%

となっております。

次に、資料下の部分、ポスター等の活用についてですが、都から送付したポスター、リーフレット、卓上POPの活用について聞いたところ、何らかの形で掲示または使用したと回答した事業者の割合は52%となっております。一方、「掲示や使用をしなかった」と回答した事業者は39%で、その回答した事業者の属性を見ると、基本的に象牙を取り扱っていないと回答した事業者に多い傾向がございました。

次のページでございます。

海外持出防止に関する事業者の認識についてですが、オリパラの開催に合わせて実施した東京都からの要請の前から「象牙の海外持出が原則として禁止」であることを知っていたと回答した事業者が87%となっております。一方、残りの13%の事業者は、今回の東京都の要請で知ったと回答しております。

また、「今回の東京都の要請の基づく事業者の対応は象牙の海外持出に効果があるか」と聞いたところ、効果があると回答した事業者が93%を占めております。一方、「海外持出防止を徹底するためにはさらなる対策が必要だと思うか」という問いには、20%の事業者が水際対策などのさらなる対策が必要と回答しております。

次に外国人への販売でございますが、「今回の期間中に外国人への販売を行ったか」、または「期間中に販売実績がない場合に今後販売を行うつもりがあるか」を聞いたところ、71%の事業者が「外国人の販売を自粛した」または「自粛するつもりである」と回答したのに対し、13%の事業者は「外国人に販売した」または「販売するつもり」であると回答しております。

その「外国人に販売した」または「販売するつもりである」と回答した事業者に販売の際の対応について聞いたところ、92%の事業者が「東京都の確認書」や「他の手段で海外持出のおそれがないと判断した場合に販売」と回答しましたが、5%の事業者は「特別な対応をせず販売する」と回答しております。

最後に、海外持出に関する顧客の認識でございますが、「今回の東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいた」と回答した事業者を対象として、「購入希望者が象牙の海外持出が原則禁止されていることを知っていたか」と聞いたところ、38%の事業者が「大多数の客が知っていた」と回答しております。一方、26%の事業者が「ほとんどの客が知らなかった」と回答してございます。また、27%の事業者は「半分ぐらいが知っていた」と回答しており、結果として回答が割れている状況となっております。

また、顧客に署名や身分証確認を求めた際の反応について聞いたところ、「協力的な方が多かった」と回答した事業者が35%で、そもそも「署名や身分確認を求める場面がなかった」との回答を除くと、大半を占める結果となっております。

以上がアンケート結果の概要でございます。

なお、最初に御案内しましたが、アンケート結果の詳細につきましては、アンケート報告書を参考資料としておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上です。

○阪口座長 次に、先ほどの報告の中でも触れられていましたが、種の保存法の改正により、象牙製品などを取り扱う特別国際種事業者については、従来の届出制から、審査を受ける必要がある登録制に移行しており、その申請猶予期限が、今年の5月末までとなっております。

その影響で、都内の事業者数にも大きな変化がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○平沢政策調整担当課長 それでは、事務局から、都内における象牙取扱事業者数の変化について、御説明いたします。

ただいま阪口座長からもお話しをいただきましたけれども、種の保存法に基づき、象牙製品等の商業取引が認められている特別国際種事業者につきましては、法改正により、届出制から登録制に変更となっております。それに伴い、従前の届出事業者が引き続き事業を行う場合には、今年の5月末までに登録更新の申請を行うことが義務づけられておりました。

登録更新に際しては、事業者が所有する象牙製品の在庫量や全形牙の登録証の写しなどの必要書類を提出して国の審査を受けることが必要となっております。都内の事業者もそうした審査を受けた事業者に絞り込まれ、大幅に減少しておりますので、御報告いたします。

資料ですけれども、増減の比較につきましては、従前の届出制では、象牙製品等の譲渡しまたは引渡しの業務を行うための施設ごとの届出となっておりますが、登録制では、事業を行う事業者ごとの登録となりましたので、施設数と事業者数と両方で比較をさせていただきます。

まず、都内の施設数についてですが、令和元年10月の3,019件に対し、今年の10月5日現在で1,329件と、元の44%へ減少しております。また、都内の事業者数で見ても、令和元年10月の2,565件に対し、今年の10月5日では1,062件と、元の41%へ減少しております。

なお、更新審査中の事業者も一部残っておりますので、米印の部分、右の表では緑色の部分に追記をしております。

また、資料の下の部分に、参考として、全国の数字を記載しております。施設数では元の44%、事業者数では元の38%へ減少しており、全国でも都内と同様の傾向になってございます。

種の保存法の改正に伴う都内における象牙事業者数の変化についての事務局からの説明は、以上でございます。

○阪口座長 ただいま、法改正の影響で特別国際種事業者の数が減少したことについて報告いただきましたが、種の保存法の改正に伴い、それ以外にも国内の象牙取引に関して変化が生じていると思います。

象牙取引の適正化に向けてのさらなる対策を検討するに当たっては、そうした影響を踏まえる必要があると思いますので、環境省から、種の保存法改正等による取引の厳格化について説明をお願いします。

○環境省笠原課長補佐 環境省でございます。

では、私から種の保存法改正等による取引の厳格化について御説明させていただきます。

本会議においては、初回の会議等でも事務局から既に御説明をさせていただいているものと存じておりますが、改めてこの時点で御説明させていただきたいと思います。

平成29年、2017年6月に種の保存法改正をしまして、象牙の国内市場の適正な管理推進のため、象牙のカットピースや製品を取り扱う事業者は、届出制から登録制へ、種の保存法が改正されました。こちらについては、平成30年、2018年の6月に施行されております。

改正前の届出制度においては、特定国際種事業者という名称で、環境省及び経済産業省に届出をいただいております。台帳の記載義務がありまして、違反した場合には罰則が50万円等となっております。

また、必要に応じて、指示、立入検査等が所管省庁からできるということになっておりました。

改正後の登録制度においては、特別国際種事業者と名称が変わりまして、環境省及び経済産業省または事業登録機関に登録申請をして、審査をした上で登録という制度になりました。平成30年、2018年7月より一般財団法人自然環境研究センターが事業登録機関となっております。

当初登録の際には、登録免許税として9万円をいただいております、また手数料として、新規登録の場合は3万3,500円、更新に当たっては3万2,500円がかかることとなります。

改正後においては、台帳記載義務も引き続きありまして、そのほか、5年毎の登録の更新制となっております。また、事業者の方が所有する全形牙の登録義務、カットピース等の管理票作成義務、広告・販売時の登録番号等の表示義務、事業者登録簿の公開等が追加されました。

罰則については、最大で懲役5年または罰金500万円もしくは併科等が、個人においては課せられることとなります。また、法人においては、罰金は最大で1億円等となっております。

必要に応じて、措置命令、立入検査、登録の取消し等ができるということとなっております。

法改正以外にも、下の部分に書いておりますけれども、象牙在庫把握キャンペーンを実施しまして、平成29年、2017年8月から令和元年、2019年6月まで、登録を推進するキャンペーンを行ってまいりました。

その後、令和元年、2019年7月より、全形を保持した象牙、いわゆる全形牙の登録審査方法の厳格化を開始しております。個体等登録を希望する全形牙の審査においては、規制適用日以前に適法に所有したという自己申告の裏付証明について、第三者の証言に加え、第三者の証言を裏づけ補強するために、全形牙の放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類を求めることとなりました。

ここにはスペースの関係で記載していませんが、平成29年の改正の際の附則として、「政府は施行日以降五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされております。

このため、今後、検討を実施予定としております。

以上で説明を終わります。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局及び環境省からの説明について、御質問や御意見がありましたら、挙手をさせていただきますよう、お願いいたします。

井田委員と西野委員から挙手が上がっております。中泉委員からもです。

ではこの順で、質問等をお願いしたいと思います。まずは井田委員、お願いいたします。

○井田委員 ありがとうございます。東京都の方に、オリパラ終わって、フォローアップなさっていると思うのですが、どういう評価をしているのかというのを伺いたいと思います。

それと、環境省なのですが、カーボンの年代測定をしてまで登録、全形牙を登録した件数というのはわかりますか。あと、1億円等罰金強化されて、これが適用された例というのはどれだけあるのかというのを伺いたいのですが。

○阪口座長 最初の御質問は東京都の説明について。

○井田委員 そうです。東京都としてどう評価しているのか、東京都としてやってみて、制度のよしあしとか評価をなさっているのだったら、それを伺いたいと。

○阪口座長 はい。では、東京都のほうから。

○平沢政策調整担当課長 それでは、事務局のほうからお話しさせていただきたいと思います。

東京都のほうで、事業者様への要請と国内外の発信の大きく2本、取組をさせていただきました。事業者様への要請につきましては、正式な評価というのはこれからになりますが、アンケート調査をした中でも、「東京都の今回の要請で海外持出防止というのを知った」という事業者さんもいらっしゃったということで、数は十何%ですけれども、そういう方に対して周知が徹底できてたということですか、外国人の方なり海外に持ち出す方に対しての意識づけになったと思っております。一方でアンケートですので、実際にお答えいただいている業者さんもいらっしゃいますし、今後、またそれも含めて、どういう取組が必要かというのを考える必要があると思っております。

また、海外も含めた発信につきましては、オリンピックのときに外国人の観光客が来なかったということで、実際に日本に来た方への外国への発信というのはオリパラで来た選手、関係者の方ですとか、メディアの方に限定はされましたけれども、それ以外にSNSですとか、そういうものも使って英語での発信もしておりますので、これからどれだけ見ていただくかということはあるかと思えますけれども、海外向けへの発信の第一歩になったと思っております。

以上でございます。

○阪口座長 では、続きまして、環境省のほうから御回答をお願いすることはできますでしょうか。

○環境省笠原課長補佐 御質問ありがとうございます。

すみません。今手元に、すぐお出しできる数字を持ち合わせていないので、また追って回答させていただければと思います。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、後ほどということで、続きまして、西野委員のほうから御質問、お願いします。

○西野委員 ありがとうございます。

実は井田さんの御質問に近いというか、同じことをお聞きしたかったところではあります。東京都の施策を実施されてみてどうであったかという分析とレビューがやはり重要なというふうに思っておりますので、これからというところで、今いただいた回答かとは思っていますが、ですので、継続されるということでもよろしいでしょうかというのが、一つ、確認事項にはなります。

レビューについてはやはり、施策について効果があったという御回答が非常に高かったというふうには思うのですが、一方でやはり購入希望者がいなかったという割合も多かったように思いますので、そのあたり、やはり全体的なレビューをぜひ実施していただきたいというふうに思っております。

国の施策のほうも同様で、厳格化を進めたというところになるかと思っておりますので、ぜひその実施してみたの効果がどうであったかというところは見ていただいて、ぜひどこかで

御報告をいただくような、見える形にさせていただけたらなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○阪口座長 では、続きまして、中泉委員のほうからお願いいたします。

○中泉委員 環境省の施策については、多分、日本の制度としては可能な限り厳格な制度を適用されて、かなり尽力されたと思いますので、個人的には非常に高く評価したいと思います。

経済学者はマイナスの面も相当考えるものでございまして、例えば、全形牙を登録されるということなのですが、やはりそれを抜け駆けされないように事前に抜き打ちの検査をすとかということをお考えになっているかどうかというのが1点ですね。

もう一つは、実際にその全形牙は登録されているわけですが、印鑑になるときに何か違法なものを使うということがもし起こるとすると、そういうものの防止というのを、何か考えられているのでしょうか。

その2点について、お願いいたします。

○阪口座長 御質問は環境省にということよろしいでしょうか。

では、恐縮ですが、環境省のほうから御回答お願いできますでしょうか。

○環境省笠原課長補佐 ありがとうございます。

抜け駆けというのは登録をしないで譲渡しをする可能性があるということでしょうか。

○中泉委員 はい。例えば、全部の牙ではなくて、一部違法なものをまだ持っているとか、それを印章にしてしまうとかいう可能性についてです。

○環境省笠原課長補佐 ありがとうございます。

種の保存法で、所持規制をしているわけではないので、譲り渡すときに何らかの違法行為がある場合には発覚する可能性があります。

持っているだけだと、発見は、今のところは難しいと思います。

印鑑等になったときには、元になった全形牙だったりカットピースだったりというもの

に準じてできるものなので、それもその記録がないだとか、そういうことになっている場合には、法に反しているということで、取締りの対象になる可能性はございます。

○中泉委員 ありがとうございます。

○阪口座長 では、引き続きまして、北村委員のほうから御質問等、お願いいたします。

○北村委員 環境省の方にお伺いしとうございます。

オリパラ期間前後でありますけれども、この期間に日本発の密輸出において各国の入り口で摘発された事例があるかどうかという点でございます。

分からなかったらまた後で教えてくだされば結構なのですが、相手国において、そういうことが確認された例があるかどうかという質問であります。

○阪口座長 これにつきましても、環境省のほうから御回答、お願いできますでしょうか。

○環境省笠原課長補佐 はい。御質問ありがとうございます。

こちらで水際規制をやっているわけではないので、直接把握はしておりません。

また、御確認してお返しすることは可能とは思いますが。

○阪口座長 ありがとうございます。

担当省庁が少々違うということではありますが、北村委員のほうから何か御希望等はございますでしょうか。

○北村委員 頑張って調べてください。

○阪口座長 では、お手数ですが、調査のほうをお願いできればと思います。

松田委員のほうからの挙手が上がっておりますので、お願いいたします。

○松田委員 今の議論はやはり、むしろTRAFFICとか、ちゃんとウオッチしているところがあるので、まずその情報が入ってくるというのが筋ではないかと思いま

す。

○阪口座長 ありがとうございます。いかがいたしましょうか。TRAFFICとして何か。

○西野委員 私たちも取締りができる立場にはいないので、公に公表されているデータ等を駆使して、いろいろ分析をさせていただいているので、日本側で輸出未遂を摘発した事例というのは、公に公表されているデータがないので、私たちが見ているのは、輸入、特にワシントン条約の対象種で輸入、違法に密輸入未遂で差し止められたデータなどを見させていただいているというのと、これまでの会議の中でもお示しさせていただいたように、海外の税関で摘発された事例というのは、これまでも件数ですとか数量、トータルの量みたいなお見せして既に示しているというものがあります。

○阪口座長 以上でよろしいでしょうか。

○西野委員 ですので、やはり日本側でぜひ輸出未遂、違法輸出未遂というような事例があるようであれば、ぜひデータは見ていきたいと私のほうも思いますので、お手数ですが、今「見ていただける」ということだったので、回答をいただければと思います。

○阪口座長 では、井田委員から挙手が上がっているのですが、もしよろしければ。

○井田委員 すみません。簡単に、これ、役所がやりましたと言うのだったら、その結果、どうなったかというのを持ってくるのが当たり前のことなので、ただやりましたという宣伝だけじゃなくて結果を明らかにする、結果をチェックするというのは、役所として当然のことなので、何で今日なかったのかなと思いました。

○阪口座長 いろいろと御意見、御議論あるところではありますが、後ほど意見交換の時間も設けさせていただきますので、さらなる議論はそちらでお願いできればと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次の意見交換に移らせていただきます。

これまでの会議で、象牙取引の一層の適正化に向けては、違法な海外持出の防止、トレーサビリティの向上などが課題であるとの御意見をいただきました。本日の会議では、そうした課題や、先ほど報告のあったオリンピック・パラリンピックを契機とした都の取組などを踏まえ、今後都がなすべき対策について、取りまとめに向けた総括的な御意見をいただきたいと思ひます。

つきましては、各委員の皆様には、事前にお伝えをしておりますとおり、象牙取引適正化の目的である国際的な違法取引を阻止するために、都がなすべき取組について、順番に御意見、御提案をいただきたいと思ひます。

本日は3名の方から、事前に資料を御提出いただいておりますので、その方々から、資料の御説明と併せて、総括的な御意見をお願いいたします。

まず、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 北村から御説明をいたします。スライドは出ておりますでしょうか。

それでは早速始めさせていただきたいと思ひます。

「都内における象牙取引規制に対する都の法的対応のあり方」ということでございます。

前回3月の時に、私から幾つかの整理をお示しいたしました。そのときには、種の保存法の下で、象牙取引に関する法的義務が都内において遵守されていないことが強く疑われる証拠があるという点を確認いたしました。

また、水際二法、関税法と外為法ですが、これに違反した象牙輸出がされていて、その輸出者の象牙入手場所がどうやら都内にあるということが強く疑われるということも確認いたしました。

国の立場は、関係する資料を拝見いたしますと、「適切に対応しており問題はない」ということなのですが、恐らく現実には「適切に対応しているはずなので問題はないはず」だという、はず押し行政という、行政に典型的な整理がされているのだろうというのが私の認識であります。

恐らくこれは、制度に問題があつて、役所が幾ら頑張つても「適切な実施」、「適切な対応」というのはなかなか現行法では難しいというのが、私の法的な観点からの整理でございます。

そこで、東京都は、ということになっておるわけでありませう。

東京都が、このようなものに、一自治体としてやる意味があるのかということに関しま

しては、東京都の環境基本条例でありますとか、あるいは環境基本計画、ここにやれると  
というような根拠があるというように整理をしたところでございます。

都内における象牙の密輸出の防止対策と申しますのは、これは「地域における事務」だ  
と考えております。地域における事務であれば、都に権限がある、権能があるということ  
になります。

通関事務と申しますのは、水際二法であります、これは国の専管事務でございまして、  
自治体は手は出せないのでありますけれども、通関前の事務と申しますのは、恐らくは国と  
の共管的事務領域でございまして、ここにおける自治体の関与は可能と考えます。

現在の種の保存法は、国完結型法律となっております。国事務完結型法律となっておる  
わけですけれども、この目的を都の立場で追及する独立条例を構想してみようということ  
を前回申し上げました。

そこにおける基本的な発想は、「国と自治体の適切な役割分担」、これをこの分野にお  
いて追求してみたいということでございます。

法的には、いわゆる手挙げ方式におきまして、事業者規制を部分的に権限移譲を受ける  
ということはあるわけでありまして、法律制度上は、国の専管事務とされてお  
りますので、現行法上はそうならないということでもあります。

さて、先ほど来の御議論にもありましたとおり、「国内取引は自由」であります、  
「国外持出しはできない」という非常に大きな「落差」がここにあるという点がポイント  
でございます。

その執行実態を踏まえて、かつ、事業者あるいは買う方々の権利、こうしたものに配慮  
した制度設計が条例には求められると考えます。

そこで、東京都における象牙の適正取引等に関する条例、仮称でございますけれども、こ  
ういうものを考えてみました。

目的といたしましては、「ワシントン条約上の国家的義務の地域的な履行」ということ、  
そして、「国との適切な役割分担」を考えるということでございます。

基本方針としては、今般の調査を踏まえた現状の認識、そして、都条例として実施する  
ことの意味をここで説明するということになります。

そして、水際二法、種の保存法、この関係部分を都条例において確認する。例えば、  
「何人も何とか法に基づいて何とかしてはならない」というような関係であります。そし  
て、コアの部分は、特別国際種事業者に対する追加的な手続規制、そしてその履行確保措

置ということになります。

また、最後に中央政府と権限行使、先ほども環境省のほうから御説明がございました、この権限行使の促進というのを都として行う。都は、後で申しますとおり、調査をいたしますので、調査のデータを収集することが可能であります。その結果、どうやらこの具体的な特別国際種事業者が種の保存法に違反している行為をしていそうだと、こういうことが分かる可能性がございます。そうなりますと、具体的に種の保存法の33条の12というところに基づいた、命令を出す、あるいは、場合によっては登録の取消しをする、こういう権限行使を行政手続法の36条の3に基づく処分等の求めという形で国をつつついていくという、こういうことが可能になってくるというように考えます。

先ほど申し上げた追加的な手続の内容でございます。

象牙製品は、現実には輸出が認められないということは先ほどのキャンペーンのポスターにも明確でございました。すなわち、そういうものを扱っている地位の特殊性、重要性、これが特別国際種事業者にあるという点は非常に大きいと考えております。

確かに「国内における自由な流通」、これは可能であります、重点としては「厳格な国外持出しの規制」、これも事実制度化されているわけでありまして、これを基準に考えるということでもあります。

となりますと、一つは、購入希望届出を購買予定者に出してもらおうと。それから届済証の提出者のみに販売義務を課すという、これは当たり前のことといえば当たり前のことなのですが、手続をややハードルを高くするというので、より現行法の規制の遵守を確認してもらおうというような趣旨であります。

そして、都として、この規制に対する取引情報の届出義務を課し、業務改善命令、公表・罰則、この点も条例で完結的に規制するというのでございます。

また、この条例は、先ほど助太刀という言葉がございましたけども、種の保存法の履行を確実にしようというものでございます。そこで、法改正はもとより都の義務ではありませんけども、環境省もいらっしゃいますので、ひとつ御提案をすると、「法律」違反というのを「(条例を含む)」というふうに改正していただきますと、条例違反が法律でのことでの取消しとか命令とかにリンクし得るという点、これは再エネ特措法の施行規則に例がございまして、そういうものもどうだろうとは考えてございます。

最後になります。東京都の戦略について、意見を申し上げます。

「ゼロに抑え込む」というのはなかなか難しゅうございますので、やはり「事態を改善

する」というような戦略になろうと思います。したがって、この制度では「実効性がない」というのは批判にはならないということでもあります。「よしまし」を目指すということでもあります。

勝算はあるのかということであると、完璧にはならないとは考えますので、むしろ「これだけやってもなかなか難しい」という事実を確認することに意義があるかというように考えます。独自調査を踏まえて、東京都がジタバタと頑張るということですが、それを国際的に発信して、国際世論の評価を得ると。すなわち、日本の国際状況について、独り環境省だけが発言するのではなくて、地方政府も発言する。NPOは頑張っで発言していますが、東京都が制度を基にして、その実施を基にして発言するということでもあります。

「厳格な管理」の方向性はもうこれ、既決事項でありまして、合意はされている点であります。ただ、中央政府はどうしてもその法的に見ても古典的アプローチしか制度化ができませんものから、東京都が実験的な取組をして、中央政府の法改正の先例をつけるということが戦略として考えるべきではないかと考えました。

インバウンド、いつ復活するか分かりませんので、先手を打った対応ができるというのは、私にとっては神風のような時間が今あるというふうにご考えてございまして、この先、具体的な制度化が進められることを、この検討が進められることを期待しております。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

では次に、中泉委員、お願いいたします。

○中泉委員 中泉です。

それでは、始めさせていただきます。

基本的には以前と変わっておりませんで、実需があるということが非常に重要です。この場合は、実需がある場合に、その削減をまず優先するというのが第一と考えております。

その上で、特に今環境省さんが報告されたような登録義務化というのは、私も高く評価したいわけですが、プラス、やはりトレーサビリティはどうしてもプラスアルファ要るかなと思いますので、今の環境省さんの制度、プラス、北村先生も御指摘のように、トレーサビリティも含めて、さらに制度を拡充していただきたいと思っております。

また、その後、いろいろと分の研究も含めて、新しい知見がございましたので、3点補足したいと思います。

1番ですが、市場取引の効果につきまして、基本的に経済学者は、実需があるときは市場があったほうが良いというのが大前提です。なぜかという、ないと、当然ブラックマーケットが発生、拡大し、そこではトレースもできないので、最終的にはテロの資金になる懸念がさらに高まるからです。

ただし、それが大前提で、ブラックマーケットは拡大するわけですが、それによって取引の拡大がもともとの市場と同じ規模、さらにそれ以上になるというのは、過去の例で言うと少ないようです。ですので、ブラックマーケット拡大するとしても、完全に代替して、さらにそれが大きくなるというわけではないです。ですので、仮に全部マーケットを閉じるということで、全く効果がないかというそうではなくて、その分、当然ブラックマーケットは拡大しますが、それで象牙取引自体の抑制の効果は出る可能性がたかいです。

理由は、市場を閉じることで、価格効果、つまり価格のアナウンスメント効果がなくなるからです。ですので、価格がシグナルになるというのが重要なので、仮に市場を閉鎖しなくても、このマーケットでは違法なものが決して取引されないということを可能な限りアナウンスすべきです。つまり、こういうところでは違法取引は無理だというシグナルを可能な限り出すということが重要になります。

実は私も象牙の研究の専門家というよりも、こういう規制制度のプロセスの研究をずっとしておりまして、3番目に御紹介しますけども、イギリスが象牙以外にもカバですとか、イッカクなどの牙の規制というのも今しようとしているので、その規制プロセスを今フォローしていたのですが、そこで、なぜイギリスが象牙市場を閉じたのかということについての一つのエビデンスの論文をイギリスのパブリックコメントのリプライコメントから見つけたので、それを紹介したいと思います。

この論文では何をしているかと言いますと、実は1999年もなんですけど、1999年と2008年に日本向け、及び2008年は日本と中国向けに、合法的な象牙の取引市場を少し開いたという時期がございます。ここら辺はTRAFFICさんや保護団体の方のほうが詳しいと思います。開いたときに、市場がブラックマーケットを完全に代替するようでしたら、むしろ違法取引は減るわけですね。しかし実際にどうなったかというのを因果推論の最新的手法を使って推計したのがこの論文です。

ちなみに、1999年も同じことが起こったのですが、論文には、その違法取引のデータがなかったために、2008年のみを分析したと書いてあります。

そうすると、ここにありますが、0.2とか0.3とかという、そういうレベルなのですけども、2008年のところでむしろ、密猟が増えていって、その分拡大しているということが示されています。結論として、市場を開けたことで、ブラックマーケットを代替する効果よりも、市場のシグナリング効果が大きく、象牙の密猟を増やしてしまったことを示した論文です。

ほかの要因として、日本だけではなくて、中国にも合法に入った点も考えられるわけですけども、市場のシグナル効果でどうしてもそういう誘発効果というのが起こってしまうということです。

当然、今考えているのはこれと全く逆の効果でして、例えば、市場を閉じたという場合、どういうことが起こるかという、経済学者はブラックマーケットが増えるというふうに言うわけですけども、完全に代替ではないとなりますと、市場を閉じたからといってブラックマーケットが同じだけできるということにはならないというのを示したのが、この論文です。

ということで、仮に、実需がある場合はゼロにはできないと思いますけれども、市場取引を継続しても市場や価格のシグナル効果は極力抑えるという必要がございます。

その場合、今環境省さんがやった規制もございますので、日本の市場では合法的な象牙以外は取引できないというようなメッセージをしっかりと出すということが重要ではないかと思います。以上、一番重要な補足は1です。

あと、DXといえますか、デジタル庁もできまして、少しICTの効果についても言及したいのですが、私もここら辺も少し勉強しており、2年間、コロナ禍で何が起こったかというのをフォローしております。その際、一番DXの重要なポイントとして浮かび上がったのは、その出口のところで印鑑からサインに変えるとか電子認証するというよりも、そういうデータを中でネットワークにつないで、例えば、アメリカで言うソーシャルセキュリティナンバーですとか、日本で言うマイナンバーと照合して、オンラインで全部処理できるというような、中でのネットワークの構築と電子化がこのDXの一番重要なポイントだと考えるようになりました。

逆に言うと、本人確認としてサインではなくて印章が使われるという可能性は今後も十分あり得ることなので、DXで印章が全くなくなるかという、そこはむしろ不透

明だというふうに私は思っております。そういう意味では、DXは進んだとしても、印章の材料として象牙以外を推奨するという啓発活動は今後も必要と思います。

あと、先ほど少し申し上げましたけども、イギリスの規制制度をフォローしております、英国の環境省にも2018年に行ったのですが、そのときに、まさに象牙の規制の法案をつくっていました。結果的に、象牙については例外もかなり厳しいものとして市場を閉じる規制案を検討して、導入されたわけですね。現在、法律化するかどうかを検討されています。

現在英国では、象牙以外にも当然希少動物というのが存在しまして、その牙などについて取引を拡大するかどうかを検討しております。

具体的な選択肢を二つ出して、今最終的なパブリックコメント終えて、まとめの段階ですが、象牙に加えて、強化案1として、カバの牙も規制対象にするか、強化案2として、カバの牙、プラス、セイウチ、イッカク、シャチ、マッコウクジラの5種類を増やすかと。加えて現状を維持するという3案について、今パブリックコメントをし、現在その集計をしている段階です。この点も情報提供として私のほうから申し上げたいと思います。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

続いて、西野委員、お願いいたします。

○西野委員 私のほうも、これまで既に提案というのはさせていただいているので、それをまとめたような形にはなりますが、少し具体的な内容まで落とし込んでみましたので、そちらをお示ししたいと思います。

今回、NGOとして、WWFジャパンとTRAFFICと二つの団体でまとめております。二つの団体からとしておりまして、今回、私西野のほうから報告をさせていただきます。

まず、これまでの議論というのも少し今回振り返ってみまして、議論の中で、やはり生息地の保全だったり、生息地側での課題解決というのも一つのということと、市場の問題と大きく二つあったかと思うのですけれども、やはりそもそもこの東京都のほうで有識者会議を立ち上げたというところに立ち返ると、取引規制について、取引をどうしていくのかという市場の問題にフォーカスを当てているというところであるというふうに議論を絞っ

てきたのかなと思いますので、引き続き市場の問題を解決するために、ほかの委員の方のアイデアなんかも振り返って、参考にさせていただいて、アイデアとしてお示しができたらと思っております。

こちらのスライドは、もう既にこちらの会議の中で最初のほうにお示しをしているのですが、一応、これまでのおさらいというところで、なぜ今日本で象牙の取引さ、らなる規制というのを考えなければいけないのかという背景は、おさらいになりますので、簡単に御説明になりますが、やはりアフリカゾウの密猟が引き続き高い水準であるという点と、違法取引も継続されている、そして何よりもワシントン条約でやはり国内市場についても見直しをして、きちんと違法な取引や密猟に寄与、関与しているような市場については、法的な措置を取るよというところで、実際に市場閉鎖というような形で、国内の取引を厳しく、法規制、法律改正をもって禁止するというような策を導入している国が、特に象牙を保有するような主要な国、地域で進んでいるというのも、既にお話しさせていただいたところかと思えます。

そうした中で、日本がどういう位置にいるのかというところで、日本は過去に合法的ではあるものの、非常に多くの象牙輸入をしていて、当時は1番の輸入国、消費国でもありましたし、それが引き続き日本の国内に非常に大きな量、多い量の象牙を保有しているというユニークな国であると思えます。

一つ、また付け加えますと、その当時、日本が一番の輸入国であった70年代、80年代というのは、いろんな国際的な規制もまだまだそんなに整っていない状況の中で、密猟由来であった象牙の可能性が高いというふうにも言われています。

そしてもう一つ、その多く保有しているといいながらも、その総在庫量というのが不明というのも一つ課題であると思っています。特に、個人の方が所有している分について、非常に見えない状態になっている。

そうした中で、トレーサビリティについてはこれまでも何度も議論に出てきているように、なかなかきちんと整って見れる状態にはなっていないというような状況、そうした中で大きな問題は、やはりそうしたたくさん持っている象牙が日本から海外に違法に出ていってしまったというのが一つ大きな問題であるというので、違法取引防止という対策が進められているところではあるものの、そもそもなぜ違法な取引、違法な輸出が起きてしまっているのかというのは、いま一度、日本の市場の体制、規制だったりを見直す必要があるのではないかというのが、私たちNGO、WWFとTRAFFICの立場にはなり

ます。

いろいろなデータがどうだというお話も出ておりますが、実際に私たちのほうで調べたりですとか、キャッチアップして見ている情報としては、海外で実際に水際で押収されたものが日本由来であったという事例はもうこれまでもお示ししているとおりであるかと思えます。

そうした中で、日本の民間セクターでは少しこうしたところ、懸念をお持ちの企業の方々が自主的に取引の規制、取引禁止の措置というのを導入しているという、市場の中の一部でもあるその流通、サプライチェーンの中でも課題があるという認識がされていて、既に先行した取組が進んでいるということが日本国内では起きております。

そして、こちら、北村先生も整理してまとめてくださっていましたが、そうした中で、東京都が今なぜ規制強化をするべきなのかというところ、日本における課題としては、前述、前のスライドでもお示ししましたがやはりトレーサビリティが担保されていない違法輸出の供給元になっているというところで、水際での取締りだけでは阻止できない状態にありますという中であって、東京都というのは、国際都市でありますし、経済的にも大きな日本の中でも割合を占めている、流通においても東京は活発だということも一つ言えるかと思えます。あともう一つは、象牙を取り扱う事業者さんの中で、全国比で見ても20%ぐらいを占めるというところでは、それなりに大きなボリュームを占めると言えるかと思えます。

北村先生も御指摘されておりましたように、東京都では環境基本条例というのを定められていて、その中でもやはり地球環境保全に事業者もそうしたことに対応して推進されなければいけないというふうに明言されておりますし、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるというふうに書かれておりますので、そうしたところでも国際都市であって、経済的にも世界の大都市の一つというふうに数えられる東京都において、こうした課題、問題意識、既にお持ちだということで、この会議も立ち上がっているかと思えますので、より具体的に、法的な拘束力を持ってきちんと対処するのだということを示すというのは、非常に、国際的にも、都市としてのプレゼンス向上につながると考えております。

そしてもう一つ、北村先生がおっしゃっていたように、やはり国のアプローチとして難しかったり、なかなか進まない部分というのを、自治体ならではの範囲といたるところで先行して取組をして、全国展開に結びつけるですとか、事例となり、レビューをして、国の施策に反映させるということができるといふふうに考えております。

先ほどからお話にも出ていますが、種の保存法の改正のタイミングというのも近づいておりますので、それを見据えて今こそ実施するというのは非常に意義があると思っております。

その中で大きく二つ御提案、これまでもお示ししているのは、まずやはりゴール設定をして、目標があってこそ今それで何をするのかというのが決めて、決定して進めていくものだと思いますので、やはり何を目指していくのかというのを都として独自の宣言を行っていただきたいと思っております。

その中で、その一歩として、法的な枠組みの中で取引規制をするという条例であったり、要綱の制定というのがやはり有効だなというふうに、この会議のこれまでの議論を踏まえても、改めて思いましたところなので、具体的に今回二つ大きくさらに改めて御提案をしたいというところになります。

具体的に、私たちのほうで条例の中身といいますか、枠組をどういうふうにするかというのを少し考えてみましたので、そちらの御紹介、簡単にさせていただきます。私たち、法律の専門家ではないので、具体的には条文にしたりですとか、細かいところをどうするのだというところについては、やはり法の専門家であったり、都の皆様とか、あとは事業者の方々へのヒアリングというのも非常に重要かと思っておりますので、ここではどういう枠組みであるとよいかというのが少し具体的にお見せできるといいなと思ひまして、作成しております。

大きくはやはり取引の禁止、こちら、原則的に全ての象牙取引禁止というふうに書いておりますが、実際に種の保存法上でも、原則的には取引禁止というふうにはなっているものではあるので、そこと整合性が取れないものではないと思ひますし、ただ、例外として取引できる範囲が非常に広いというところに課題がありますので、より限定的にするということが必要で、今回、都として独自にどういう取引が可能な例外というのを定めるのかという、まずその例外が何かというのを特定をして、それをもってやはり知事の認定ですとか、そうした認証をする、認定をするというプロセスを経て、そうした認定を得たものしか取引ができないというふうにするべきだと考えております。

知事の認定においては、やはり要件を設けていくのがいいかと思ひています。大きくは三つ、その特定される例外というのをカテゴリーとして考えているものは、商業目的のものであった場合は厳格なモニタリングができるような製品というので、例えば文化財であったり、骨董品、和楽器であったり僅少品といったようなものがこちらに該当すると考え

ております。こちら、認定するための要件というのも、以前御紹介させていただいた、各国の、諸外国の法規制の内容を参考にして、具体的にお示しをしたいと思っておりますが、今回そこまで細かいところを御説明するものでもないと思っておりますので、別紙を後半に添付しておりますので、ぜひそちらを参照いただければと思います。

そしてもう一つが、非商業目的、商業目的ではない取引ごとに、認定をするというもので、ですので重量とか大きさとか種類というのは問わないのですが、学術目的などという限定したもので、その取引ごとに認定書はイメージとしては商品にはつくのですが、取引されるごとに「その取引が商業目的ではない」ということを証明するというようなプロセスが必要かなと思います。

そしてもう一つ、こちらは種の保存法による特別国際種事業者の事業者間の原材料の取引については、こちらは種の保存法の規制に準拠するというところで、こちらはやはり条例と国の法律というところで国の規制を超えて何かを事業者の方に求めるということがない、国の法律に従いながら、ただし事業者間のみで原材料というふうに特定をして取引をするというような、カテゴリーごとに少し例外というのを定めるのがよいのではないかと考えております。

こちらについては、種の保存法とのコンフリクトがないように、こちらの整理については、法の専門家の方々などのほうがお詳しいと思っておりますので、私として、大枠としてはこのようになるというふうに考えています。

そして、右側のこの二つ、在庫の把握と不適切な取引防止措置というものについては、まさにこれが北村先生のおっしゃるような助太刀的な措置になるかと思っておりますが、現状課題があるところで、しかも種の保存法でカバーできていないところ、ただ追加の規制ということではなくて、そういった、できていない部分をカバーして、都の中ではきちっとそこを把握していくということをトライして、国にもお示しできるというような事例になるといいなというところで、在庫についてはやはり個人が所有している象牙がなかなか分からないというところがあるので、こちらは、今登録については、取引が発生した際にするということになっているのですが、所持について、届出を促すという、これは義務ではないというところで、ぜひ持っている象牙についてお知らせくださいというようなところを都で担えるというのではないかなと思っております。

そして、事業者については、種の保存法の中でも任意とされているような措置がありますので、そうしたことを積極的に促すですとか、こちらはまさに国の制度を補完するよう

な形で、東京都の中では、東京都の事業者さんについては、都が責任を持つてと言いますか、モニタリングを国の施策をサポートするような形で見ていけるような制度になるというところで、こちらは調査と処分というふうに簡単に項目をお示ししていますが、そうしたところで補完しながら、見ていけるといいのかなと思っております。

在庫の把握とともにセットで、不適切な取引防止措置としているのが、個人の方で、登録をすることの負担であったり、持っていてどうしようと思っていられる方が結構多いというのを耳にいたしますので、さらにそうした在庫が違法取引の隠れみのとなるようなことを防止するという意味でも、そうした違法な、不適切な取引に利用されてしまうような在庫の減少に貢献できるということも踏まえて、「もう持っていてはどうしていいかわからない」といったような不要な象牙については、都が無償で回収をするというようなスキームができるといいのではないかなと思っております。

こちらは、いずれ破棄するという処置になってしまうかとは思いますが、やはり違法取引につながらないという、防止するという意味では、非常に有効かなと思ってますし、個人の方の負担を軽減するといった行政サービスといったような位置づけができるといいのかなと思っております。

こちらでも重複になりますが、今の枠組みの中で、種の保存法の課題を解決するものであるという都の条例の規制、こうした意味がありますというところで、不要な場合、こちらの製品については特定された例外で、要件を満たして、都知事による認定を受けたものの以外は取引禁止というのが一つありますが、それ以外の原材料になるような象牙については、やはり量を把握するということと、不必要な、不適切な取引につながらないように、都で回収をするというようなスキームを考えてみました。

以上が具体的な条例を制定すべしですというふうにお示ししている中ですので、こういった枠組みで進められるといいのではないかというアイデアになりますので、それを踏まえてぜひ進めていただきたいなと思っております。

あともう一つ最後にもう少しお時間をいただいて御提案したいのが、この有識者会議、今後どのようなことを行っていけるといいのかなというところで、これまでもいろんなアイデアが出ているのですけれども、やはり具体的な制度に落とし込むということが一番重要かと思っておりますので、少しそれには検証が必要な部分はまだあるのではないかと考えております。

大きく二つ、上の二つは実態の把握というところで、市場自体の実態というのもまだま

だ分からない、市場規模が分からないというのが、中泉先生も大分分析されておられましたけれども、一体日本の象牙市場というのがこの先、トレーサビリティを確保してまで継続すべきような規模なのかですとかという、残すのであればどういう形態だったり製品がよいのかというのは、もう少し情報が必要なのではないかと考えております。

最初の議論にもありましたように、国が実施した厳格化、規制強化の効果というのもどうであったかというのも見る必要があるのも、もしかして、東京都内において、先行して実施するということが可能であれば、有効な情報になるのではないかなと思っております。

それ以外にも、事業者自身のアンケートを取られていらっしゃるんですけど、やはり最初にも申し上げたとおり、その結果を分析して、追加のヒアリングであったりという、これも市場の実態把握につながるかと思いますが、そうしたこと、あと、消費者自身の意識というのも市場だったり需要という状況を把握するのに必要な情報かなと思っております。

そのほかにも、じゃあ今後どうするのかという議論に次、進む際に参考になるようなことというのも、着手する必要があるのではというところで、代替材などは既に研究開発されているような企業であったり、大学もありますので、そうしたところのお話を聞いてみたり、実行可能性という、実現可能性を見るというところも必要ではないかと思っております。

あとは、今都が回収するというのが一つのアイデアになりますが、在庫に対する措置というのももう少し具体的に考える必要があるのではないかとこのところ、あとは今後、これまでも少しお話にも出ていたように、私のほうでも諸外国の事例というのはお示しはしたものの、やはり限定的な情報になっているかと思っておりますので、他国の具体的施策をリサーチしたりですとか、分析するという、中泉先生、英国の事例も既に分析をしてくださっているのもありますが、実際に、例えば英国大使館ですとか、アメリカ大使館ですとか、アメリカなんかはやはり州法というので、東京都が実施する上では非常に参考になるような事例があるかと思っておりますので、実際のそうした大使館を通じての国の施策、他国の施策というのをもう少し具体的に見ていくというようなことを取り入れていったらいいのではないかとこのところ、引き続き、こうした検証がまだ不十分だということも感じておりますので、継続して行っていただきたいと思っています。

提案の内容は以上になります。

あと、後半に先ほどの条例案の少し要件の細かい説明なんかをスライドに添付させていただいておりますので、御参考にしていただければと思っております。

以上になります。

○阪口座長 ありがとうございます。

この後は、名簿の順にお話をいただきたいと思いますが、会議時間の制限がありますので、お一人5分程度でお願いいたします。

では、井田委員、お願いいたします。

○井田委員 ありがとうございます。

もう、申し上げるまでもないのですが、繰り返しになりますけども、オープンな東京都という国際都市で、しかも最多の業者を抱える都市が、オープンな象牙市場を持っていて、それを持出を禁止、海外の持出のソースとなることを禁止するのは非常に難しいということのリスクというのが、非常にインターナショナルなレピュテーションのリスクを考えると、このリスクというのは非常に大きいというのを改めて認識すべきだと申し上げたいと思います。

これは、オリンピックがあろうがあるまいが変わらないことです。

今たまたま、まだインバウンド少ないですけども、北村先生御指摘のように、これからどうなるか分からない。多分増えていくのは確実であると。リスクはなくなっていないし、非常に大きいと。

リスクが大きくても、ベネフィットが大きければ、市場をキープするという意味もあるかと思うのですが、じゃあベネフィットがあるかといったら、これ、象牙の印鑑市場なんかを東京で持っていくということのベネフィットがどれだけあるかというのは、今回のアンケートを見ても、これは私は非常に少ないと思います。

リスクとベネフィットのバランスを考えたら、やっぱり基本的には象牙市場を閉じることが一番手っ取り早くて、やるべきことかなと思います。

しかも、申し上げたように、今日、環境省から種の保存法の改正の何か随分何度も聞かされたことは聞かされているのですけれども、最初に申し上げたように、日本の規制の最大の問題は、そこにある製品を消費者がこれは合法的なソースのものか、違法なソースのものなのかというのを理解、把握することが全くできないという、これ、とんでもないシステムになっているということです。細かい商品ならいいけども、リスクと言いましたけど、それがアフリカゾウ、絶滅危惧が心配される、この絶滅の危険度高まったというお話、

御紹介しましたけども、そういう製品だと。そういう製品が市場に出回っていて、消費者が合法か違法か区別できないという法制度というのは、これは僕は大きな穴が空いているざるの制度だと言っていいと思います。

やるべきは、もし取引市場というのがあるのだったら、きちんとした技術はあるというお話もしたので、先例もあるので、トレーサビリティをきちんと確保した上でトレードするしかない。ただ、これ、野放図にやっていると、ベネフィットが少ない上に、とてつもないコストがかかるのです。技術はあるけれども手間は非常にかかる。そうするとやっぱりソリューションとしては、西野さんのお話もあったし、海外各国もそれを考えてやっていると思うのですが、極めてナローなエグゼンプションと極めて限定的なトレーサビリティが確保しやすいものについてだけ、極めて限定的な市場を残すというのは、これは、誰が考えても行き着く答えではないかなというふうに思います。

それで、もちろん関係者はいるので、本当にそれがなくなって困る人というののジャストトランジションというように、環境問題の中では流行言葉になっていますけれども、それはきちんとして転換をするような、代替品にいてもいいし、中国のように、じゃあマンモスの牙でどうですかというようなこともやってもいいし、本当に被害が大きくなるような人のトランジションというのを考えると。

こういうことは、大都市東京としてやれることなのだし、これをやらない理由はないというふうに思います。これ、これまで申し上げたことですが、当たり前なことですが、もう一度この場で確認しておきたいと思います。

これが、行政のコストかかるので、それをタックスペイヤーのコストでやるのかというのちょっと議論しなければいけないと私は思っておりまして、商売をしてもうけた人がいる以上、業者の負担でそれをやるという制度も考えるべきかなというふうに思います。

時間がないし、発言の機会もそうないので、今後の進め方に関しても今言ってしまうのですが、北村先生から中休みがあるので、ちゃんとした制度を考えようという御提案、あったと思うのですが、それはまさしく私もそのとおりで思っておりまして、この間に将来のリスクを減らしていくようなシステムを先手を打って、この場でもうちょっと時間をかけて様々な御提案もあったし、反論があるというのも認識していますので、きちんとこの場でもうちょっと議論をするべきかなというふうに思います。

オリンピックが契機になって始まったというのは分かるのですが、オリンピック終わったからといって、中途半端な議論で中途半端な結論で終わらせて、後でとんでもないこ

とになって、「おまえは委員やって何をやってたんだ」と言われる私も嫌なので、これは、ここできちんとまだまだやる、検討する課題は多いと思うので、始めた以上はもう少し時間をかけて、東京都として、何をやるべきかとの結構具体的な提案もいただいているので、議論をして、深めていくということが必要なのではないかなと思います。

ちょうど5分くらいかと思いますので、これで失礼します。

○阪口座長 続きまして、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 いつも五十音順で並べて、最後、時間がないのでおまえは短くしろと言われるのですね。これ、非常に私はおかしいと思っております。今、座長が急に私を指名しましたが、最初には五十音順というふうにおっしゃったのじゃないかと思えます。それがいいと思っているかどうかをちゃんと明らかにしていただきたいですね。

では、私の意見を申しますけど、この間、特に大きな問題は全く生じていないと思うのですよ。先ほど、今までの議論でもあったように、むしろ合法市場は維持すべきだということですね。

本当に大事なことは、密猟とかあるいは密輸、こういうものがちゃんと制御できて、それでちゃんとアフリカのゾウが守られるかどうか。それによって、アフリカで人とゾウの共存が図れるかどうかということにどうつながるか。ここが最大の論点だというふうにお思いますが、結局、そこの議論はほとんどされないまま、日本で市場の中で過去に取られたものがよそへ行った可能性があるという議論だけに終始しているというところが考えられます。

その点では変わっておりません。

ただ、その意味で、今日の中泉委員の紹介は面白かった点が2点ありました。

一つは、市場を閉じたことで全体の需要がどうかというお話がありました。これは面白かったのですが、その場合に、中国市場を閉じるのと日本市場を閉じるのでは当然効果が違うと思います。それがどう分析されているのかというのがちょっと分からなかったです。今と同じだと考えられているのなら、それはちょっと違うのじゃないかと思うので、多分そこは御意見があるのじゃないかと。

もう一つがもっと面白かったのは、これだけデジタル化が進んだときにはむしろ印鑑なんか要らなくなるのじゃないかという議論がたしか、前回も出ていたと思うのですね。そ

うではないのじゃないかという意見が今日、紹介されました。これはなかなか面白い意見だったと思うのです。ただそれが、象牙に使うような実印、あれが亡くなるのかどうかという話なのか、認印のようなものがなくなるかどうかなのか、ちょっと先ほどの議論で分からなかったですね。これは、なかなか面白いところだと思います。前も、都のほうから、象牙の印鑑が、認印がなくなるような話と、それから象牙の需要が減るといった話が何かごっちゃに議論されていたという話があるのですが、それは別の話だと私は思います。

3番目ですが、これで最後ですが、トレーサビリティとかでお金をどれだけ使うかという話が行政コストだという話、ありましたけど、その意味では、本当に日本でこれ以上、こういうことにどれだけこの議論にお金を費やすかということもむしろ問題だと思いますね。この議論はどんどん続け、議論は続けてもいいと思います。ですが、それにどれだけお金をかけるのか。そういう意味では東京都に伺いたいですね。この委員会、アンケート調査とか、それに一体全体で幾らのお金がかかっているのかということにはちょっと興味があります。

そういうことに注目して対策を取るのですが、例えばオリンピックで一番話が問題だったのは、例えば、認証付きの魚にしましょうとか、水産物にしましょうという話、ありました。でも、結局そういうところばかりに話がいって、結局出てきたのはものすごい残飯の山だったのですよ。これはもう多く報道されていますね。そういうところをもうちょっとトータルに見ないと、結局、そういう隅の隅ばかり話をいくと、全体として間違った方向に行くということを私は感じます。

以上です。どうも。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、三間委員、お願いいたします。

○三間委員 ありがとうございます。

いろいろな御意見、これまでも出てきたと思いますし、その中で私、今日改めて、北村先生のお話の中で、通関前事務というお話、ございましたけども、そのやっぱり都としてやっぱり取り組めることの可能性、この問題について、特にその取引についてということになると思うのですが、その部分はかなり具体的に見えてきている、その可能性が出てきているというところは、非常に大事な点じゃないかなと思います。

今回、先ほど西野のほうからも発表させていただきましたけれども、そういう都としてできることの範囲の中で、どういうことができるか。その一つの可能性として、やはり独自の条例というところは、これはやはり都としてのリスク、先ほど井田さんもおっしゃいましたけれども、そこを考える上でもやはり取り組む価値はあるのではないかというふうに改めて思いました。

今回の提案させていただきました条例の案、この中でも、取引、例えば全面禁止と言ったとしても、やはり例外はどうしても残るんですね。もちろん、トレーサビリティ前提ではあるのですが。今日、中泉先生も御紹介くださいましたけど、イギリスなんかの事例を見ても、やはり厳しいものであれ、そういう例外と言えるものがきちんと残されている。これが、やはり逆に言うと、本当に曖昧なものを排除しつつ、本当に、例えば文化的な側面とか、そういったところで必要なものをきちんと残していく上で多分重要なポイントになってくるのじゃないか。そういったものが現状、日本全国というか、国内のレベルで見るときには、それはまだございませんので、例えばそういったところの検討を都から始めていくというのも僕はある意味、やってみる非常に価値のある取組ではないかなと改めて思います。

今回、都の皆さんは本当に御苦労さまでした。アンケートなんかの結果とかを見ても、やはり楽器ですとか調度品、美術品の一部としてやはり象牙は使用されているという点もございますので、そういったところがきちんと持続可能な形で維持されるということであれば、基本的には原則禁止であってもそういった部分を残しながらきちんと象牙の取引を続けていく、なおかつアングレーなもの、ブラックなものはきちんと排除していくということができるのではないかなと思います。

やはり我々としては、これ、再三、西野のほうからも言ってもらいましたけれども、やはり日本国内から国外に象牙が流出するというのは、やはり問題だと思っております。これがやはり最終的に中国はじめ、海外の象牙のブラックマーケットを活性化させる原因になる可能性がある。これ、すみません、あくまで可能性です。でもやはりその部分にその日本としての、あるいは東京としての責任があるというふうに考えると、これはやはりアフリカゾウの保全につながる一手として、我々はきちんと考える必要があるのではないかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

最後に、座長というよりは、委員の立場として、私も話をさせていただきます。

いろんな政策を評価する際に、経済分析を行うこともあれば、必ずしも経済分析では正当化し得ない場合であっても必要となる政策があったりして、そういった政策が数多く導入されておりまして。

よって、ここにおいて、費用をかけてまで国内のトレーサビリティシステムを構築すべきかどうかということについては、対象をこの象牙の市場規模、国内市場規模だけを考えればいいわけではないと、私は委員としては感じております。もしそれが、例えば、アフリカにおける保全プログラムに非常によい効果を与えるということであるならば、費用を度外視してそういった政策を導入することもあり得るかなど。

委員の皆様からは、原則として、ごく一部の例外を除いて国内市場を閉鎖すると、国内取引を禁止するというような案も出てきましたが、また別の委員からは、持続可能な利用というものを継続すべきであるというような御意見もいただきました。

また、TRAFFICさんのほうだと思いますが、行政として、政府としての長期的な目標というものを明確に仕立てるべきでないかという御意見もございました。

座長として、1回目の会から継続して私が申し上げていることは何かというと、これは委員の意見でもあるのですが、何もしないということは少なくとも持続的利用プログラム、アフリカにおいて南部アフリカ等で導入されている持続的利用プログラムを支援することにはまずならないということでありまして。

すなわち、行政、政府の基本的な立場は、南部アフリカ諸国の政策を支持するというところでありますが、他方で、やはり違法な象牙を排除する、完全とは言いませんが、確実に排除できるトレーサビリティのシステムを国内で導入せずに、あるいは現状の程度の対策で済ませた場合、3度目のワンオフセールがワシントン条約採決で認められることがあり得るかということ、これは恐らく非常に可能性としては低いと。

日本として違法な象牙はまず国内でも取引されないような、確固としたシステムをつくり上げて、3度目のワンオフというより4度目のワンオフセールを実現して、アフリカで優れた保護プログラムを、持続可能な利用プログラムを導入している国々に、保護のための資金を環流していきたいと、日本市場を通じて還流していきたいと、そういった明確なビジョンがあるのかといいますと、ややそういったところも見えてこないというところでありまして。

そうしますと、何が起きるのかというと、象牙の需要が低減を続けていると。10年、15年、20年たつと、極めて小規模なマーケットになっていくであろうと。ましてやトレーサビリティのシステムを議論することすら必要ないような結果になるかもしれないと。そのときには、持続可能な利用プログラムを日本として支持していると言ったとしても、実際に支持したことになるのかということが問われるのではないかというふうに委員としては感じる次第であります。

では、これで一通り御意見をいただきましたが、これまでの皆様の御意見を受けて、何かお話がございましたら挙手をお願いいたします。

中泉委員、挙手が上がっておりますので、お願いいたします。

○中泉委員 松田先生から2点ほど御指摘を受けましたので、一応、補足させていただきますと、まず中国と日本でのどちらの市場を閉じるとどうなるかというのにつきましては、経済学者的には、ちゃんとしたデータで分析しないと何も分かりませんという以外ないのですが、実は御存じのように1999年は日本だけ、2008年は日本と中国両方ですので、もし1999年の象牙の違法取引のデータがあれば分析して比較するというのはできるかなと思います。

もう一点、DXの件なのですけれども、基本的には本人確認ですとか、重要な取引について実印等が使われるという可能性は今後もあるのかなと思っております。逆に、全部オンラインでやってしまいますと、普通の認印というのはどんどん必要がなくなってくるのかなという印象です。

あと、せっかくDXということも言われていますので、恐らくDXはうまく使うと、トレーサビリティのコスト、格段に下がるのではないかという印象がありますので、そこは御検討いただければと思います。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

いかがでしょうか。

もしないようでしたら、座長というより、委員として、少し申し上げさせていただきたいと思いますが、やはり何もしないことにおける長期的な帰結ということは3度目のワン

オフセールもなければ4度目もないと。ずっとそれが続いて、国内象牙市場が縮小していくと。何となくそれは、TRAFFICさんが主張しているのと同じような帰結、国内市場を閉鎖というふうに政策的にはしないとしても、似たような帰結になっていくというトレンドが何となく予見される気がいたします。

今日はこれ以上、この問題について議論を深めることはやや難しいところがありますが、一体我々は何を目標としているのかということをや一度深く委員の皆様にご検討いただき、これは次の会議等へとつなげていければと考えております。

ありがとうございました。

本日は時間の制約も。すみません、井田委員。御発言で。

○井田委員 余計なことなのですが、ちょっと思ったのは、別に実印イコール象牙の実印ではないと思うので、そういう議論ってあまり意味のないことかなというふうに思ったというのが感想であります。

あとは、それと最後に申し上げたいのは、今阪口先生おっしゃったように、帰結は同じだとしても何もしないでその間リスクを抱えて国際的な批判を受けながら、場合によっては国際的な批判を受けながらも何もしないで同じ帰結を迎えるというよりも、阪口先生おっしゃるように、何かして、同じ帰結だったとしても責任ある行動を、これだけの人間が集まって、これだけの議論してきたわけですから、責任ある行動を取った上で同じ帰結を迎えるというふうにするべきだと、私はそう考えております。

以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

松田委員からも挙手が上がっておりますので、よろしく願いいたします。

○松田委員 私ですか、どうもありがとうございます。

その点ではみんな一緒だと思いますね。そういう議論をちゃんとやるとか。

先ほどずっと申しているように、せつかくこれは、その例えばニューヨーク市長からの意見があってきたのですから、この議事録は英訳すべきだというふうに私は再三申し上げておりますし、幾つかのプレゼンの動画、あれもぜひ英訳していただきたいというふうをお願いしているところです。

議論、こういう議論がちゃんとここで行われているということ自体に意味があると思います。

では、本当に新型コロナのオリンピックのときにこの議論を本当にやるべきだったかというのは、私はちょっと疑問です。本当は、コロナのときは、これどころじゃなかったんじゃないかという検証もあっていいのではないかというふうに私は思っています。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

本日は時間の制約もありますので、ここで意見交換を終了したいと思います。追加の御意見などがございましたら、後日、事務局を通じてお知らせいただきたいと思います。

本日の意見交換においては、象牙取引の一層の適正化に向けて、今後、都が実際に取組を進める上で参考となる具体的な御提案や、これまでの議論を踏まえた総括的な御意見をいただきました。

本日まで議論の内容を整理し、後日、委員の皆様にも共有させていただいた上で、次の第6回会議において、有識者会議としての取りまとめをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、ただいま今後の会議の進め方について。

ごめんなさい、西野委員、挙手をいただいているようですが。

○西野委員 すみません、よろしいでしょうか。

今どういうふうにこの会議を進めていくべきなのかというような、私からも提案をさせてはいただいているのですが、引き続き委員としても検討をというコメントもいただいている中で、次回、6回をまとめにするようなことでよいのかどうかというところが少し気になったところでして、それぞれ少しまだ検証すべきところがあるのではないかという御提案もさせていただいておりますので、そのあたり、皆さん、委員の方にぜひ御検討をいただきたいなと思っているのですけれども、事務局側でまとめられた内容に対して、拝見してからでもよいかもしれないのですが、今ここで6回目をまとめ作業にというふうに進

んでしまうのが少し懸念があります。

○阪口座長 井田委員からも挙手が上がっておりますのでお願いします。

○井田委員 西野さんと同じなのですけども、次回で取りまとめとかあまり予断を持って「次回で最後です」的なメッセージを出しながら議論をするというのは、私はどうかなど思いまして、それ、議論次第でうまくまとまれば次回で取りまとめというものもあるかもしれないですけど、どうも議論の内容を聞いていると、次回でうまく取りまとめにいくようなものだと思えないので、あまり次回で取りまとめというような予断を持って設定するというのはやめたほうがいいのではないかと考えます。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、委員、いらっしゃいますでしょうか。

一委員として、少しお話しさせていただきますと、確かにまだ十分に議論が煮詰まっていない部分もございます。

例えば、アイソープ分析が義務化されたことによって、恐らくこういうことが予想されると。すなわち、カットピースであれば、アイソープ分析は求められないと。そうすると、私が未加工象牙1本を何か倉庫にもっていて「売りたいな」と思ったならば、ギコギコと裁断してカットピースに分けて、それで「買い取って」というふうにする、あるいは業者からアドバイスを受けてギコギコと切って持ち込むということをするであろうと。

そうしますと、アイソープ分析が要求されることになったことで、ひよっとしたらカットピースの在庫が増加しているかもしれないと。在庫録に情報、法令上は記録しておかないといけないことになっているようではありますが、しかしながら、記録せずにという場合もあるかもしれないと。

そういった点については、行政のほうでよく把握してらっしゃるかもしれないし、まだこれから調査が必要なのかもしれません、まだやや見えないところがある。

ワシントン条約においては、水際規制も加盟国の義務であるとともに、国内取引の適正な管理というものも加盟国の義務として要求されますので、そちらの議論を放置してよいということにはなりません。

もちろん行政のほうでよく御検討、日頃から御検討いただいている点ではありますが、

さらなる対策が必要であるならば、検討する余地はあるということも感じるところであります。松田委員から挙手が上がっていますので、お願いいたします。

○松田委員 手短かに申しますと、今新型コロナで東京都は居酒屋とかに認証出していますよね。当然あの認証は完全なものだとは多分誰も思っていないと思うのですね。でも、それ以上厳格なことをしているかということをよく考えてみていただければいいと思うのですね。まず、あれの検証をやってみるというのも一つの手だと思います。必ずしも完全じゃないから駄目だとか、そういう言い方ではこの議論は進まないとは私は思っております。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

この委員会、あるいは行政サイドとしてはコントロールし難い側面もこの象牙取引の問題にはございます。当然ながら、トレーサビリティシステムを完璧と言いませんが、かなり確固としたものを構築したとしても、果たしてそれによって3度目のワンオフセールや4度目のワンオフセールがワシントン条約で3分の2の多数決で認められるのかどうか、全く未知数であるというところがあります。日本政府代表の相当な説得活動というものが求められてしまうのかなというところがありまして、ややコントロールし難いところがあるものであります。いかがいたしましょう。

一旦事務局預かりとさせていただくと。つまり、次回の会議で取りまとめるのか、あるいはさらに継続して検討を進めるのかということにつきまして、一旦事務局で預からせていただいて、また委員の皆様にご相談申し上げるというような形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。皆様お疲れさまでした。

一旦、事務局にお返しいたします。

○後藤政策調整担当部長 政策企画局政策調整担当部長の後藤でございます。

本日は、多岐にわたる御意見、御提案をいただきまして、誠にありがとうございました。

今、座長から、また各先生のほうから、次回の会議に向けては、取りまとめについて御意見を頂戴いたしました。座長のほうから、事務局のほうで一旦預からせていただいとすることで整理をしていただきましたので、一旦、本日までの議論の内容を整理させていただきますと、それを先生方のほうにお示しをして、また先生方の御意見を頂戴できればと思っております。

そうしたこともやり取りさせていただきながら、次回の開催の内容、また開催の日時について、改めて御相談、御連絡をさせていただければと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、本日の議事録につきましては、後日、各委員の皆様に確認をさせていただきたいと存じます。その際は、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、第5回「象牙取引規制に関する有識者会議」を終了させていただければと存じます。本日は誠にありがとうございました。

○阪口座長 最後に、座長として、オブザーバーとして参加して下さった環境省及び経済産業省の方々、さらにプレゼンをして、質疑応答でも数多くの難しい質問もあったかと思いますが、真摯にお答えいただいた環境省の担当官の方に厚く御礼申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

(了)